

定例監査等結果報告書

- 1 監査対象部署 市長公室 広報秘書課
- 2 監査実施日 令和8年1月27日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和6年度財務に関する事務、事業の管理及び行政事務全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 高野 哲郎

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、市長公室部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 事務事業の目的を明確にし、適切なプロセスを経て有効に執行されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策、行政事務の執行状況及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

少子高齢化と人口減少が進む中、自治体の広報戦略は単なる情報伝達の域を超え、地域の存続をかけた重要な経営戦略そのものである。

本市が有する自然美、伝統文化、産業の可能性、そして住みやすさといった強みを戦略的に発信することは、市民の定住意識を高めるとともに、外部からの「住みたい」、「応援したい」という共感を呼び起こし、地域ブランドの向上と持続可能な都市経営の実現に不可欠である。

広報の対象は市民のみならず、移住希望者、観光客、ビジネス関係者など多岐にわたる。それ故に、「誰に」（ターゲットの特定）、「何を」（訴求メッセージの構築）、「なぜ」（ニーズの把握）を明確に捉えた情報発信が求められる。網羅的な情報拡散は、経営資源の分散を招き、「最少の経費で最大の効果」を旨とする地方自治はかなわない。

とりわけ本市は、空港や新幹線が近接する立地優位性を活かし、首都圏等を中心にSNSや各種メディア、有名キャラクターや啓発グッズなどを用いた多様で創意的なプロモーションを精力的に展開しており、これらの取り組みは市民からの関心も高い。

その多くは委託業務を通して行われているが、今回の監査では、これらの取り組みの成果や課題の検証状況を確認したところ、所管課の回答は「課内での報告及び評価にて完結しており、第三者に提示するような報告書などはない」といったものであった。

この状況は、事業の達成度や費用対効果を客観的に検証するPDCAサイクルが十分に機能していないことを示しており、公金を投入する事業としての妥当性を損ね、市民に対する説明責任も果たし得ない状況にある。

願うことは、広報活動が次世代に希望をもたらす地域づくりに資することであり、そのためには、事業のゴールを明確に定め、成果との乖離を検証する中で明らかになった課題を、客観的な指標に基づいて適切に評価することが必要である。そのうえで、成果へのコミットメントを高め、そのプロセスと結果を広く市民と共有することではないだろうか。

これまでの取り組みを無駄にしないためにも、事業全体を今一度振り返り、成果と課題の洗い出しを行うことをまずは求めたい。こうした真摯な取り組みの積み重ねこそが、「魅力あふれるまち」としての評価を内外から得る好循環を生み出す力となる。広報戦略の抜本的かつ質的向上への強い期待を込めて、本意見を付しておきたい。